

水俣市議会会議録

平成27年11月第5回臨時会（11月5日招集）

水俣市議会事務局

平成27年11月第5回水俣市議会臨時会会議録目次

平成27年11月5日（木）

出欠席議員	1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 会議録署名議員の指名について	2
日程第2 会期の決定について	3
議案上程	3
日程第3 議第91号 専決処分の報告及び承認について	3
専第5号 水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市議会の議員その他 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	
日程第4 議第92号 専決処分の報告及び承認について	4
専第6号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 の制定について	
日程第5 議第93号 工事請負契約の締結について	8
市長の提案理由説明	9
休憩・開議	9
質 疑	10
委員会付託	10
休憩・開議	10
○総務産業委員長の報告	10
委員会審査報告書	11
委員長報告に対する質疑	12
討 論	12
採 決	12
閉 会	13

平成27年11月5日

平成27年11月第5回水俣市議会臨時会会議録
(全)

平成27年11月第5回水俣市議会臨時会会議録（全）

1、平成27年11月5日水俣市長第5回水俣市議会臨時会を招集する。

1、平成27年11月5日午前9時59分水俣市議会議長第5回水俣市議会臨時会の開会を宣告する。

1、平成27年11月5日午前11時54分水俣市議会議長第5回水俣市議会臨時会の閉会を宣告する。

平成27年11月5日（木曜日）

午前9時59分 開会

午前11時54分 閉会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
参 事（前 垣 由 紀 君）	書 記（山 口 礼 浩 君）

（説明のため出席した者） 5人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	総務企画部次長（本 田 眞 一 君）
総務企画部財政課長（坂 本 禎 一 君）	

○議事日程

平成27年11月5日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第91号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市議会の議員その他非常勤の
職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて (総務産業)

第4 議第92号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に
ついて (総務産業)

第5 議第93号 工事請負契約の締結について (総務産業)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前9時59分 開会

○議長（福田 斉君） ただいまから平成27年第5回水俣市議会臨時会を開会します。

○議長（福田 斉君） これから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から、平成27年8月分、9月分の一般会計、特別会計等及び平成27年8月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期臨時会に地方自治法第121条の規定により、西田市長、本山副市長、緒方総務企画部長、本田総務企画部次長、坂本財政課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（福田 斉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において高岡朱美議員、中村幸治議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（福田 斉君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

日程第3 議第91号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第92号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に制定について

日程第5 議第93号 工事請負契約の締結について

○議長（福田 斉君） 日程第3、議第91号専決処分の報告及び承認についてから、日程第5、議第93号工事請負契約の締結についてまで、3件を一括して議題とします。

議第91号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成27年11月5日提出

水俣市長 西 田 弘 志

専第5号 水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

専第5号

専 決 処 分 書

水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部

を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成27年9月30日専決

水俣市長 西田弘志

水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

（水俣市職員退職手当支給条例の一部改正）

第1条 水俣市職員退職手当支給条例（昭和38年告示第80号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

第13条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第2条 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表中「国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は」、「障害共済年金又は」及び「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第2項の表中「障害共済年金又は」を削る。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第1条中第13条第4項の改正規定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、条例の施行に急施を要することから、専決処分するものである。

議第92号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成27年11月5日提出

水俣市長 西田弘志

専第6号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

専第6号

専 決 処 分 書

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成27年9月30日専決

水俣市長 西田弘志

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

水俣市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「次の表の右欄」を「次の表の左欄」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）	0.73
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.81）
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.81）
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.80
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年	0.88

	金」という。)が支給される場合を除く。)	
2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.91(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90)
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)
3 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.83
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
4 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.89(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.88)
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92(第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91)
5 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 遺族厚生年金等	0.84
	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金(以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.88
6 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 遺族厚生年金等	0.89
	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.92

附則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89
2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83(第1級の傷病等級に該当する障害に係る)

災害に係るものに限る。)		る傷病補償年金にあつては、0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92)
3 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)
5 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

- 5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休

業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の水俣市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）附則第五条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 改正前の水俣市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）附則第五条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、条例の施行に急施を要することから、専決処分するものである。

議第93号

工事請負契約の締結について

水俣市防災行政無線（同報系）整備工事について、次のように請負契約を締結することとする。

平成27年11月5日提出

水俣市長 西 田 弘 志

- 1 工 事 名 水俣市防災行政無線（同報系）整備工事
- 2 工 事 内 容 60MHz帯デジタル防災行政無線同報系システムの整備及び附帯工事
- 3 工 事 場 所 水俣市市内一円 地内
- 4 契 約 金 額 1,100,520,000円
- 5 契約の相手方 熊本県熊本市東区尾ノ上1-8-30
日本無線・九電工・飯塚電機工業特定建設工事共同企業体
代表者 日本無線 株式会社 熊本営業所
所長 梶原 正博

（提案理由）

水俣市防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本臨時市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第91号専決処分の報告及び承認について、専第5号水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、条例の施行に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、法律の改正に伴う引用法律名の変更等です。

次に、議第92号専決処分の報告及び承認について、専第6号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、条例の施行に急施を要することから、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、法律の改正に伴う損害補償の調整率の変更等です。

次に、議第93号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

平成27年10月26日に指名競争入札を実施し、契約金額11億52万円で日本無線・九電工・飯塚電機工業特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結いたしております。

以上、本臨時市議会に提案いたしました議第91号から議第93号について、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御承認・御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午前10時4分 休憩

午前10時5分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第91号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

議第92号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

議第93号工事請負契約の締結について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第91号から議第93号は、議席に配付の議事日程記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時6分 休憩

午前11時48分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど総務産業委員会に付託しておりました議第91号から議第93号について、委員会から委員会審査報告書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

総務産業委員長岩阪雅文議員。

（総務産業委員長 岩阪雅文君登壇）

○総務産業委員長（岩阪雅文君） 先ほど総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第91号水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、条例の施行に急施を要したもので、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、法律の改正に伴う引用法律名の変更等であるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第92号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、条例の施行に急施を要することから、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、法律の改正に伴う損害補償の調整率の変更等であるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

最後に、議第93号工事請負契約の締結について申し上げます。

水俣市防災行政無線整備工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

平成27年10月26日に指名競争入札を実施し、契約金額11億52万円で日本無線・九電工・飯塚電機工業特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、工事請負契約の中に戸別受信機や外部アンテナ等の設置工事費用など、設置に必要な部分については、この契約に全て含まれているのかただしたのに対し、防災行政無線設置に関する全てを含んでの請負契約であるとの答弁がありました。

また、この契約では、戸別受信機を全戸配付することを想定した金額となるのかただしたのに対し、全戸配付を想定した金額であるとの答弁がありました。

また、戸別受信機設置後の保守メンテナンスは含まれているのかただしたのに対し、設置工事後の保守メンテナンス業務は、今回の契約には含まれないため、次年度以降の契約となるとの答弁がありました。

最後に、戸別受信機設置にあたっては、地元の業者を使っただくよう契約締結した事業体に配慮されたいとの要望を行いました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成27年11月5日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第91号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	承認	全員賛成
議第92号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	承認	全員賛成
議第93号	工事請負契約の締結について	原案可決	全員賛成

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第91号専決処分の報告及び承認について及び議第92号専決処分の報告及び承認についての2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本2件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員長報告のとおり承認しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第93号工事請負契約の締結についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（福田 齊君） 以上で今期臨時会の全日程を終了しました。

これで平成27年第5回水俣市議会臨時会を閉会します。

午前11時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 福田 齊

署名議員 高岡 朱美

署名議員 中村 幸治

平成27年11月第5回水俣市議会臨時会（11月5日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第91号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 水俣市職員退職手当支給条例 及び水俣市議会の議員その他 非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	11月5日	総務産業	11月5日 承認	
議第92号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 水俣市消防団員等公務災害補 償条例の一部を改正する条例 の制定について	11月5日	総務産業	11月5日 承認	
議第93号	工事請負契約の締結について	11月5日	総務産業	11月5日 原案可決	